

三 未組織労働者ヲ統合セシメ労働階級ノ大同団
結ヲ期スルヲ。

四 政治知識ヲ普及シ無産政權樹立ニ協力スルヲ。
其公正ナル労働法制ノ獲得ニ努力スルヲ。

六 今議會ヲ出生セシメトスル治安維持者ハ無産
階級ノ提頭ヲ抑圧シ社會ヲ擾乱セシトスルニ
ノナルカ及ニ之カ粉碎ヲ期スルヲ。

右決議ス

大正十四年二月七日

日本労働総同盟神戶合同労働組合
尾池支部

神戶合同労働組合 尾池支部 規約 (第一章)

第一章 総則

第一条 本支部ハ日本労働総同盟神戶合同労働組
合 尾池支部ト稱シ事務所ヲ神戶市内ニ置ク

第二条 本支部ハ神戶市兵庫区以西労働者ヲ以テ組
織ス

第二章 目的及事業

第三条 本支部ハ日本労働総同盟ノ綱領並ニ主張ヲ

貫徹スルヲ以テ目的トス

第四条 前条ノ目的ヲ貫徹スル為ニ在リ事業ヲ行フ
一 教育宣傳ニ 二 共済及ニ職業紹介

ニ 法律相談 四 争議解決

第三章 機関